



平成30年12月25日

各 位

会 社 名 名 古 屋 電 機 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 服 部 高 明
(コード番号 6797 名証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 中 村 昭 秀
(TEL. 052-443-1111)

労働基準法違反による書類送検について

当社及び社員1名が労働基準法違反の疑いで平成30年12月21日、西野田労働基準監督署より大阪地方検察庁に書類送検されました。

関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

平成30年9月、当社において、労働基準法に定める上限を超える労働時間があったとして、西野田労働基準監督署による調査を受けました。以降、当社は、西野田労働基準監督署の調査に全面的に協力してまいりました。その結果、平成29年11月1日から平成30年3月31日までの間において、当社が大阪支社の労働者1名に対し、36協定で定める延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせたとして書類送検されました。

2. 時間外労働に対する今後の取組み

当社内に外部の労務の専門家及び弁護士等を加えた社内プロジェクトを立ち上げております。労働時間管理の徹底、人員体制の整備、業務効率化の推進等を目的とし、長時間労働削減の実現に向けて、業務内容、人員体制等を見直し、労使協定の上限を超える長時間労働を解消するよう努めております。

今後は、このような事態が二度と生じないよう抜本的な対策の構築を図り、より一層の長時間労働削減を実現していく所存です。

当社は、今回の事態を厳粛に受け止め、労働環境の改善に向けて、全社一丸となって全力で取り組んでまいります。

以上